

第 46 号議案

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

近年の物価の上昇等を踏まえ、廃棄物処理業務に係る手数料の額の見直し等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年豊後大野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「その総重量が100kg以上である場合に限り、200円に100kgを超える10kgまでごとに20円を加算した額」を「10キログラムまでごとに40円」に、「その総重量が、100kg以下のときは410円とし、100kgを超えるときは410円に100kgを超える10kgまでごとに41円を加算した額」を「10キログラムまでごとに105円」に、「エアコン、ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機」を「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物」に、「361」を「36リットル」に、「320円」を「400円」に、「30m」を「30メートル」に、「5m」を「5メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、「エアコン、ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機」を「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物」に改める部分は、公布の日から施行する。